菓子や小遣錢を强請り、仰向けに寢そベツて、甘へてみた處で、 「よしこれは好い事を聞いた、親子の間に隔てがあつてはならぬ」と、早速家 同じ孝行でも石に 裃 着せたやうでは、敬はあつても愛のない板擔ぎである。キビ カラカラ ト トレヒ カタヒーーキ げることも出來なくなる。然るに是非に之を行れと强るのも、 はなりませぬ。さらばとて何時も彼も、恐惶謹言でやつて來られては堪らな 張つた處に、 り」禮儀が缺けて了つては、無茶苦茶になる。さりとてまた、 い。一日に十五里二十里を歩く健脚家でも、小笠原流で直ぐ步けときては、い。「日に十五里二十里を歩く健脚家でも、小笠原流で直ぐ歩けるる にとられても、窮屈千萬。「元日や内の女房に一寸惚れ」。あのにとられても、窮屈千萬。「元日や内の女房に一寸惚れ」。あの く擔板漢。何れも眞實の孝行にはなりませぬ。 總じて人と人との間は、愛と敬を以て繋がれます。 千家流で飲めといはれては、汗水たらしても、小さな抹茶碗一つ取り上せんけりう つて、五尺の大供が、母の膝ににぢり上り、父の肩に これも愛嬌。「元日や家内ながらも客言葉」。 「親しき仲にも禮儀あ これも恁うなく こへばり付い 一個の擔板漢。 禮儀ばか それも同じ つけた四角 り盾 7

親に對しては板を右にして權利を見ず、子に對しては板を左にして義務を見キャーーヒン 妙だが) 子を叱り從へる權利があらねばならぬ。子にして親に育てゝ貰ふ權利(少し 等閑にせんとす、誤れる哉。親に若し子を育てる義務があるとするならば、 それに何ぞや、親には義務を强て權利を認めず、子には權利を許して義務を 存する處には、必ず權利あり、權利の存する處には、必ず義務の伴ふことを。 近頃は權利義務が大流行で、親子の間にさへ擔ぎ込む。動もすると、「親いが、 けんり ぎょし おほはゃり これゃこ めらど かっこし でんしゅん あるとするならば、 同時に親に從ひ孝養を盡す義務がある。 は

ず。咄この擔板漢、何等の我儘ぞ。

を食ひ物にするのは、 親が鶩のやうに、 子を教養する義務を忘れて、 同じく 、甚しい擔板漢、 悪むべき板擔ぎである。 徒っ たっち に權利を主張 して、 子:

て、 他の人の迷惑さ加減、 は 上の太郎には た擔板漢であります。 郎を追使ひます」と。成程これでは喧嘩になる筈。 ぱっぱん ぱぱん けば、兄の太郎は云ふ「この仲の二郎は我儘を云うて仕方がない、兄さん 思つて居る處へ、 兄であれば、 の云ふ事は何でも聞かねばならぬと、斯樣に云つて、 三人の子を持つ父親、或時仲の子の二郎に諭して云ふは、「これ二郎や汝は 弟ぢやから、 後に横に擔いで居る。 弟 弟 は可愛がつてやらねばならぬぞ」 可愛がつて下さらねばならぬ、 であるから、 暫く經つと、三人大喧嘩してワイノ とても筆紙に盡されますまい。 板を横に後に擔いで、町の中を走つて御覽なさいいた。よこ、うしろ、かつ、また、なか、はし、ごらん 兄の言ふ事を聞かねばならぬ、 三郎己はお前の兄だぞ、 恁んなのは板の向をか たた むき ک これらは大分念 私の物は引たく へ 泣な く。 これで仲よく行 父が仔細を聞き 末の三郎には り、 くと **つ**

さ 同じく擔板漢。 すぞ」と云はれては、 早速なほす。 たの着物の襟が曲つて居ますぞ」。 く直す人が、 の言葉を容れて、御禮を云ひつゝ直す人でも、「あなたの心が些と曲つて居ま 更に此處に一つ、人として情な ました」。 何故心る 「あなたの顔に墨がついてゐますよ」。 「あなたの帯が解けてゐます」。 而もその板は前に立てゝ居る。 の曲りが直されぬか。 「何ツ」と怒り出す。 い事がある。是非とも改めたい 「ハイ有難う、よう云うて下さいました」。 近くこの 姿^{*がたかたち} 「これは辱けない の及ばぬ處は、聞 私が自ら情ない。 「あらまア好う云うて下 」と、一々人いちくひと ŧ O_{\circ} · て嬉ぇ 「あ な

斯がく、 怒りつ、 怨みつ、 泣きつ、 僻みつ、

下して胸に手を當て考
がある。 には、擔板漢では駄目。先づ我この胸を打つて「咄この擔板漢」と叱り、板をには、擔板漢では駄目。先づ我この胸を打つて「咄この擔板漢」と叱り、板を 種々の藝當を演じてゐます。嘸肩の凝ることであらう。こゝ須くその板を下┖ゆく、げいたう、えん き道理が何故解らぬか。 して、事物の眞相を見極めねばならぬ。人の眞相を伺ひ、自分の眞相を知る **〜見れば、犬はフリノ** へて見る。「胸に手をあて考へ見れば、雨の降る日は天 鷄は跣足、 内のお母は女子でござる」。 「心靜めてよく 、この見易